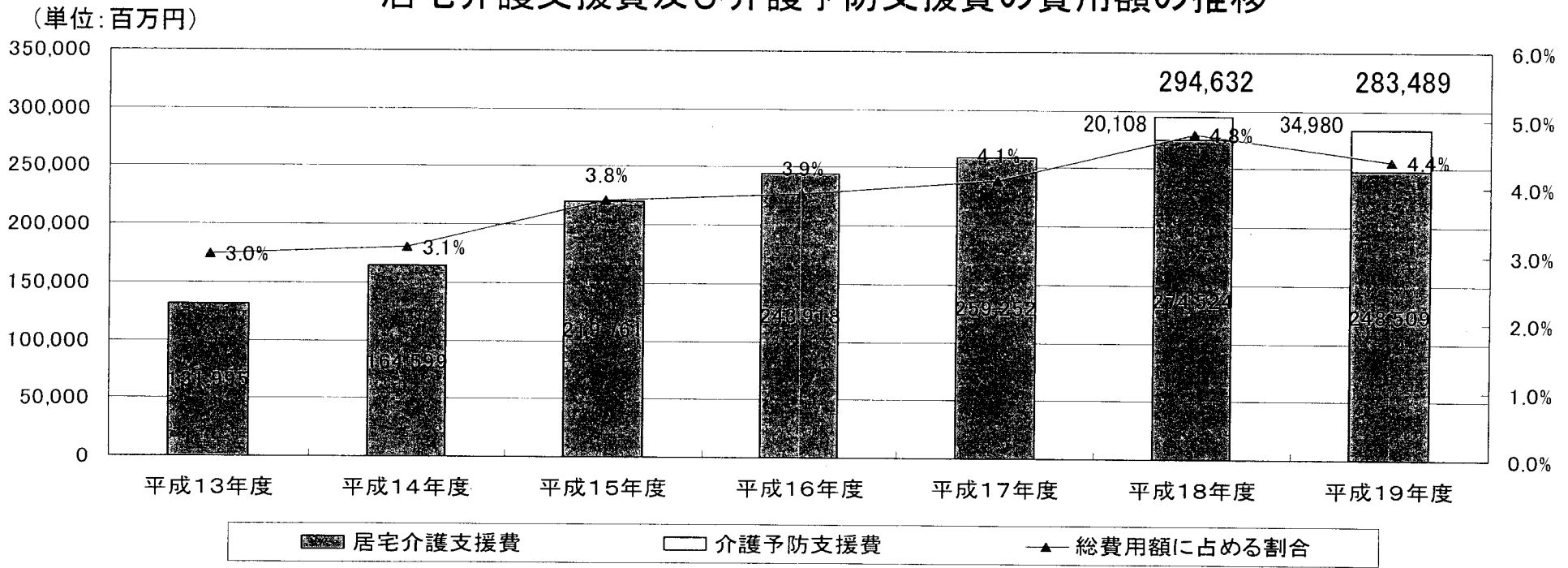


ケアマネジメント(居宅介護支援、介護予防支援)について

I ケアマネジメント(居宅介護支援、介護予防支援)の現状

【ケアマネジメント(居宅介護支援、介護予防支援)の利用状況】
 ○ 居宅介護支援の費用額(平成19年度)は約2,485億円であり、総費用額の4.4%を占めている。費用額は、平成18年度までは増加したが、平成19年度に、初めて減少に転じた。

居宅介護支援費及び介護予防支援費の費用額の推移

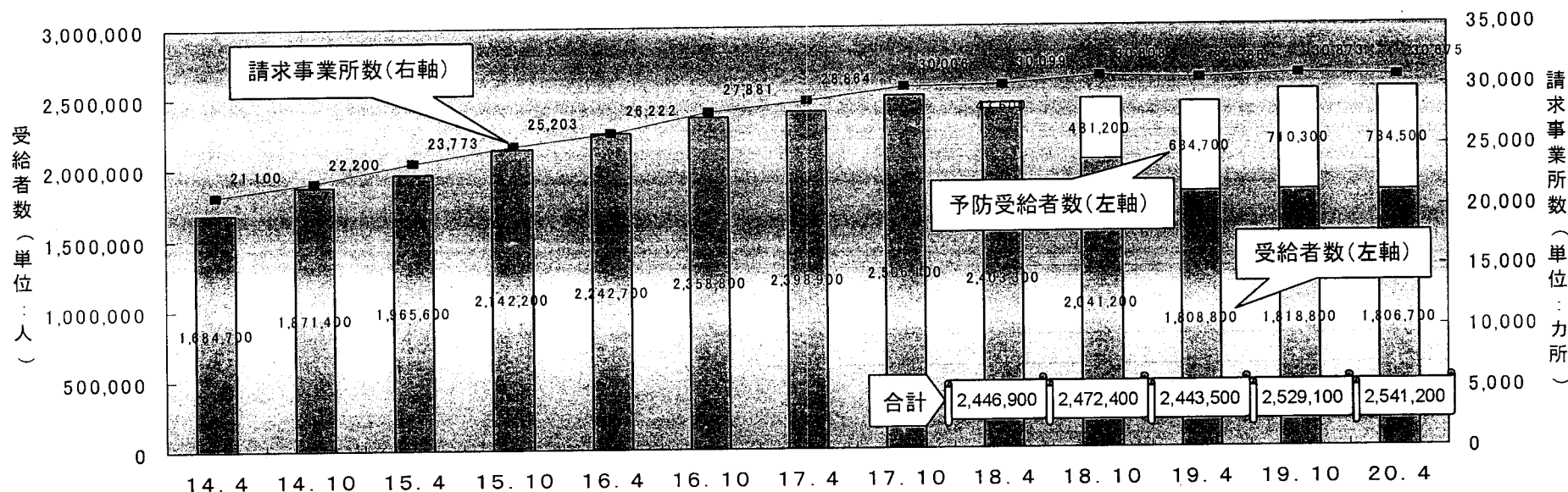


※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

【ケアマネジメント(居宅介護支援、介護予防支援)の利用状況】

- 居宅介護支援の請求事業所数については、平成18年以降は、横ばいで推移している。一方、受給者数については、平成18年4月以前までは増加していたが、平成18年4月の制度改正に伴う介護予防給付の導入により、大きく減少している。
- 2年前と比較して、居宅介護支援の算定件数は約28%減少しているが、請求事業所数は約2%増加している。なお、介護予防支援の受給者数については、近年、鈍化したものの増加傾向にある。

居宅介護支援及び介護予防支援における受給者数並びに居宅介護支援請求事業所数



※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

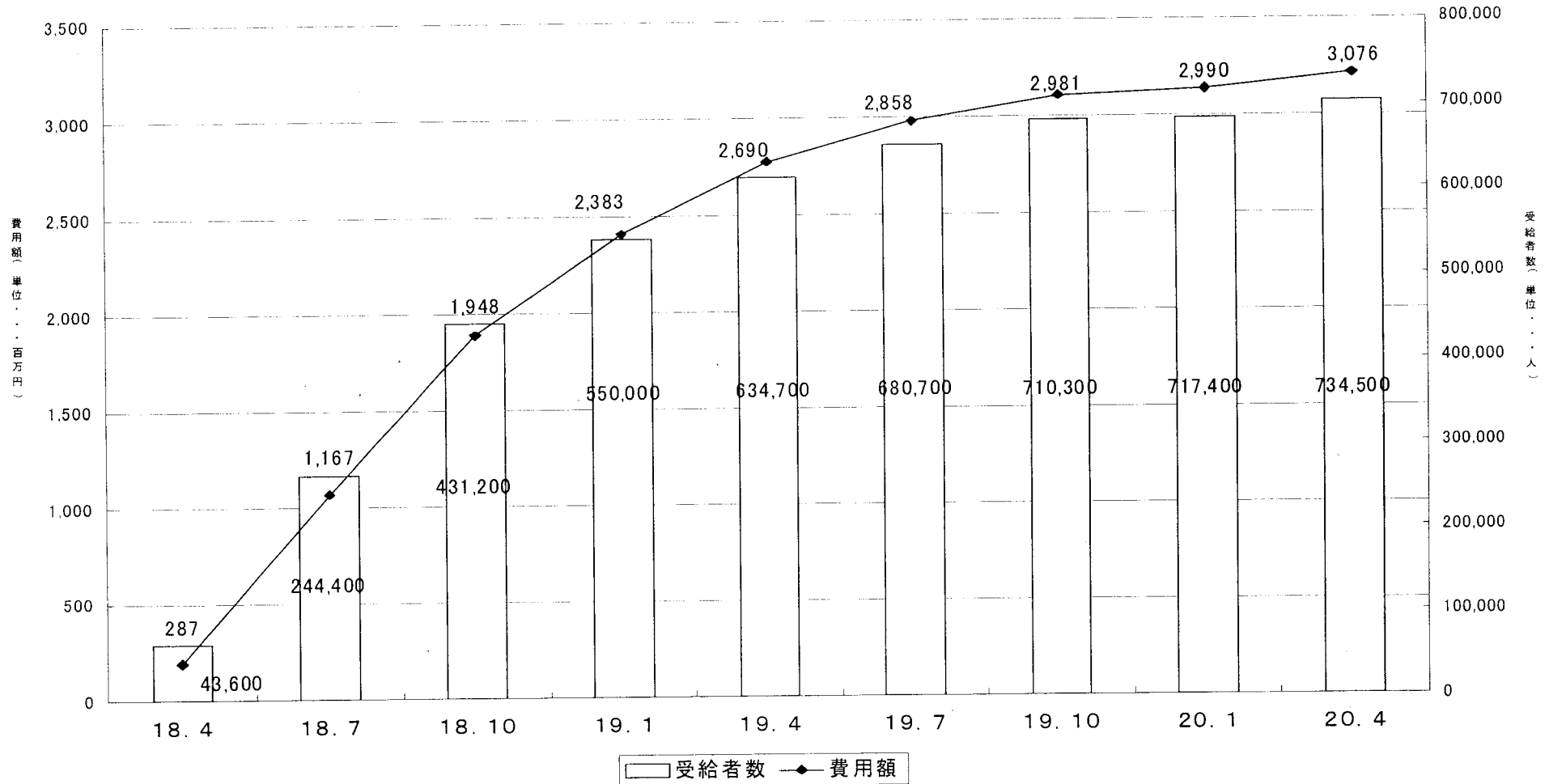
	平成18年3月	平成20年3月		
	居宅介護支援	総数	居宅介護支援	介護予防支援
居宅介護支援 総数	2,475.4千件	2,497.4千件	1,776.9千件	720.5千件

※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

【ケアマネジメント(介護予防支援)の利用状況】

○ 介護予防支援の受給者数は、平成19年10月までは急激に増加し、平成19年10月以降は鈍化したものの増加傾向にある。

介護予防支援における費用額及び受給者数(月額)



※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

【ケアマネジメント(居宅介護支援、介護予防支援)の利用状況】

○ 居宅介護支援(予防含む)の利用者数は約254万人(平成20年5月審査分)である。

介護給付対象者が減少したため、介護給付の利用者のうち、要介護3~5(中重度者)の占める割合が増加している。

○ 居宅介護支援及び介護予防支援の受給者数(千人)

・ 要支援者

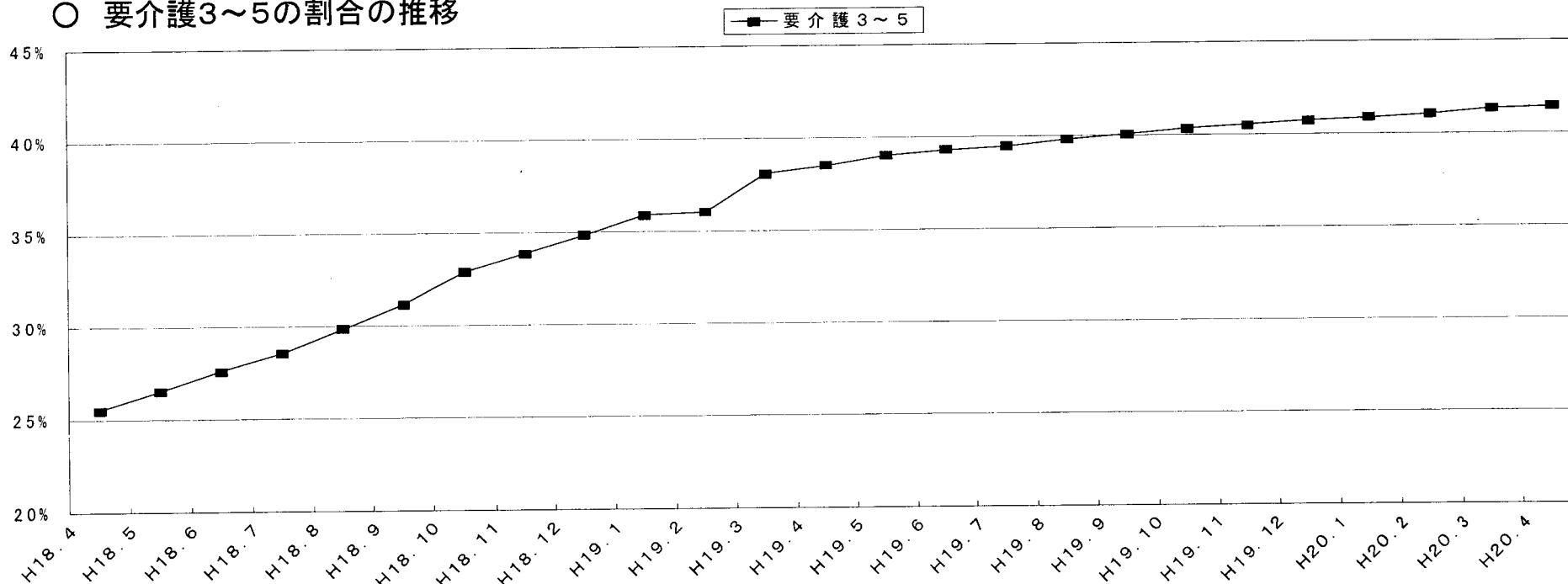
要支援度	総数	要支援1	要支援2
受給者数	734.5	323.8	410.3
割合	100.0	44.1	55.9

・ 要介護者

要介護度	総数	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
受給者数	1806.7	1.1	517.6	539.0	381.7	227.2	140.1
割合	100.0	0.1	28.6	29.8	21.1	12.6	7.8

※出典:介護給付費実態調査(平成20年5月審査分)(厚生労働省統計情報部)

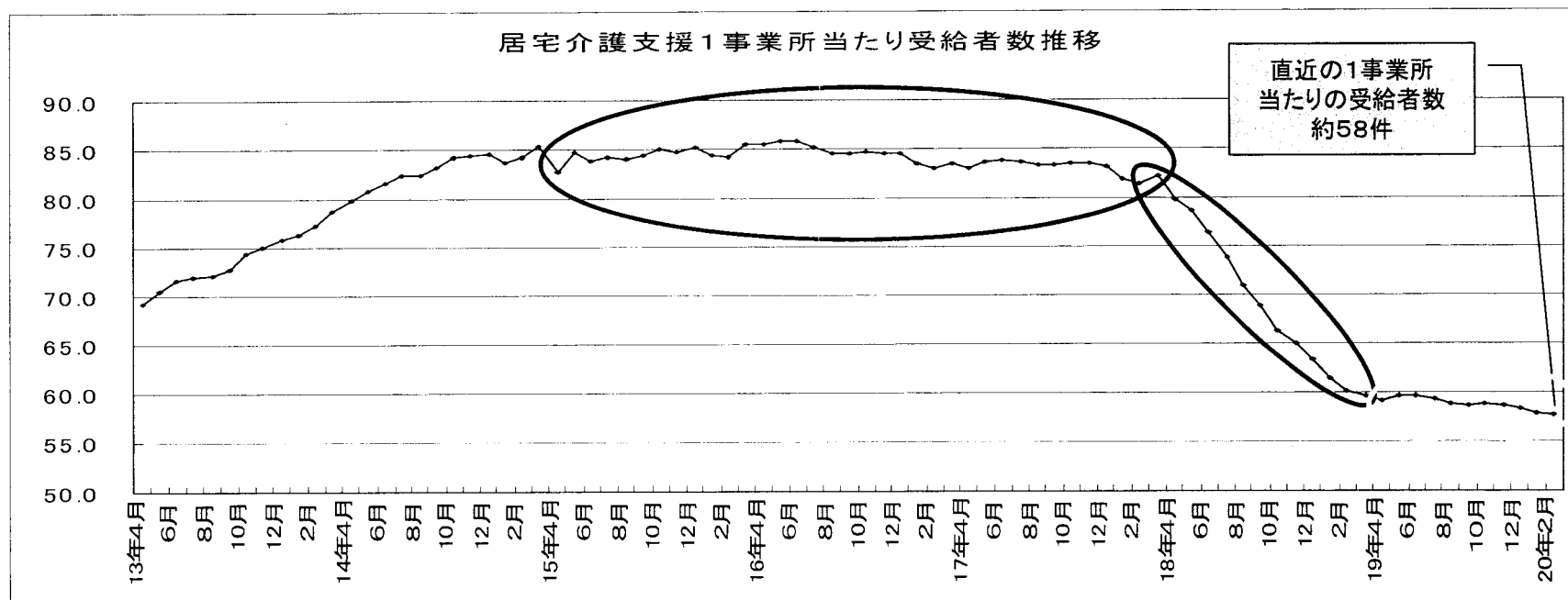
○ 要介護3~5の割合の推移



※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部) 4

【ケアマネジメント(居宅介護支援)の利用状況】

○ 居宅介護支援1事業所当たりの受給者数は平成15年から平成18年4月以前は80人～85人で横ばい傾向にあったが、平成18年4月以降は急減した。平成19年4月以降は微減で推移している。



※出典:介護給付費実態調査(厚生労働省統計情報部)

【居宅介護支援費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の算定割合】

(算定事業所数)

(算定単位数の割合)

- | | | | |
|-------------|-----------|-------------|-------|
| ○ 居宅介護支援(Ⅰ) | 30,534事業所 | ○ 居宅介護支援(Ⅰ) | 99.5% |
| ○ 居宅介護支援(Ⅱ) | 249事業所 | ○ 居宅介護支援(Ⅱ) | 0.5% |
| ○ 居宅介護支援(Ⅲ) | 16事業所 | ○ 居宅介護支援(Ⅲ) | 0% |

※出典:介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省統計情報部)

(参考)

- 居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が40件未満>
 - ・ 要介護1・2 1,000単位/月
 - ・ 要介護3・4・5 1,300単位/月
- 居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が40件以上60件未満>
 - ・ 要介護1・2 600単位/月
 - ・ 要介護3・4・5 780単位/月
- 居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>
 - ・ 要介護1・2 400単位/月
 - ・ 要介護3・4・5 520単位/月

【初回加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定割合】

(算定事業所数)

(算定件数)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------|
| ○ 初回加算(Ⅰ) | 19,846事業所 | ○ 初回加算(Ⅰ) | 3.5% |
| ○ 初回加算(Ⅱ) | 6,530事業所 | ○ 初回加算(Ⅱ) | 0.6% |

※出典:介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省統計情報部)

【特定事業所加算の算定割合】

(算定事業所数)

- 特定事業所加算 76事業所

※出典:介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省統計情報部)

(算定件数)

- 特定事業所加算 0.6%

※出典:介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省統計情報部)

【特定事業所加算が取れない理由(複数回答)】

特定事業所加算なしの事業所	利用者のうち中重度者(要介護3~5)の占める割合が60%以上ではない	主任介護支援専門員である管理者を配置できない	常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置できない	介護予防支援業務の委託を受けている	24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていない	地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託していない	サービス提供にあたっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的開催していない	定期的研修を実施、又は外部の研修を受講させていない	介護支援専門員一人あたりの利用者の平均件数が35件以上となっている	減算要件に該当している	その他	無回答
673	513	466	418	374	225	86	47	23	23	15	10	13
100.0%	76.2%	69.2%	62.1%	55.6%	33.4%	12.8%	7.0%	3.4%	3.4%	2.2%	1.5%	1.9%

※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成19年株式会社三菱総合研究所)

【介護事業経営実態調査結果(居宅介護支援)】

○ 前回調査に比べ、収支差率が悪化している。また、介護支援専門員(常勤換算)1人当たり利用者数が、大幅に減少している。

12-① 居宅介護支援(総括表)

	17年調査		20年調査	
	千円		千円	
1 介護料収入	774		675	
2 保険外の利用料	-		-	
3 補助金等収入	19		64	
4 国庫補助金等特別積立金取崩額	10		2	
5 介護報酬査定減	0		-0	
6 給与費	756	96.1%	735	99.4%
7 減価償却費	24	3.1%	15	2.1%
8 その他	117	14.9%	111	15.0%
9 うち委託費	8	1.0%	5	0.7%
10 借入金補助金収入	1		0	
11 借入金利息	7		5	
12 本部費繰入	2		2	
13 収入(補助あり)	786		739	
14 支出	899		865	
15 差引	-113	-14.4%	-126	-17.0%
16 事業所数	1,338		1,127	

※1 収入及び支出の額は国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額

※2 比率は収入に対する割合(以下同じ)

17 実利用者数平均	91.4人		59.9人	
18 常勤換算職員数(常勤率)	2.4人	91.2%	2.4人	89.8%
19 介護支援専門員常勤換算数(常勤率)	2.4人	88.9%	2.2人	95.5%
介護支援専門員 常勤換算1人当たり給与				
20 常勤	372,536円	0.98	365,007円	
21 非常勤	302,985円	1.01	306,070円	

22 実利用者1人当たり収入	8,601円	1.43	12,338円
23 実利用者1人当たり支出	9,837円	1.47	14,441円
24 常勤換算職員1人当たり給与	329,843円	1.00	329,244円
25 介護支援専門員(常勤換算)1人当たり給与	364,846円	0.99	362,334円

26 常勤換算職員1人当たり利用者数	38.3人		25.2人
27 介護支援専門員(常勤換算)1人当たり利用者数	37.6人		26.9人

Ⅱ ケアマネジメント(居宅介護支援)の質の向上のための施策の現状

【平成18年度介護保険制度改革】

(1) 介護支援専門員の資質・専門性の向上

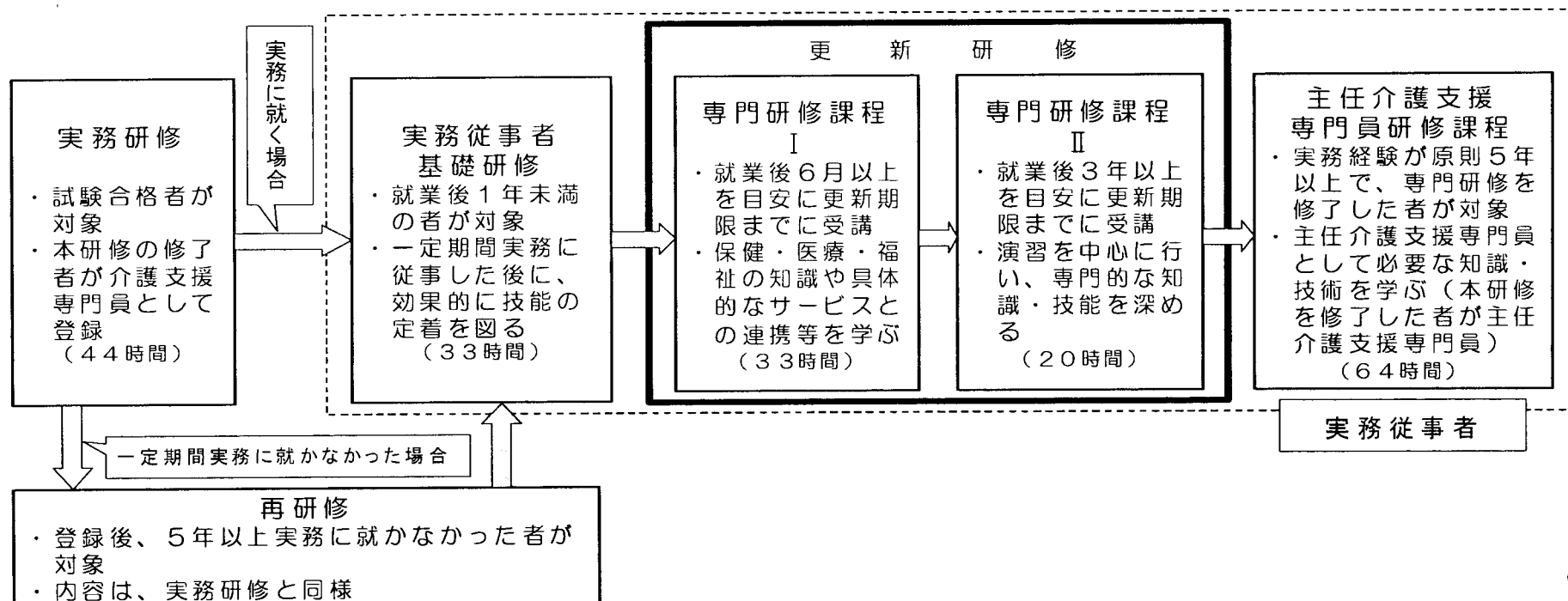
① 更新制の(5年)の導入、研修の義務化・体系化

定期的に専門的知識及び技術の向上を図り、ケアマネジメントの質を確保するために導入

② 主任介護支援専門員研修の創設

介護支援専門員として、5年以上の実務経験を有し、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、中核的な役割を担う者を養成するために創設

【介護支援専門員の研修体系】

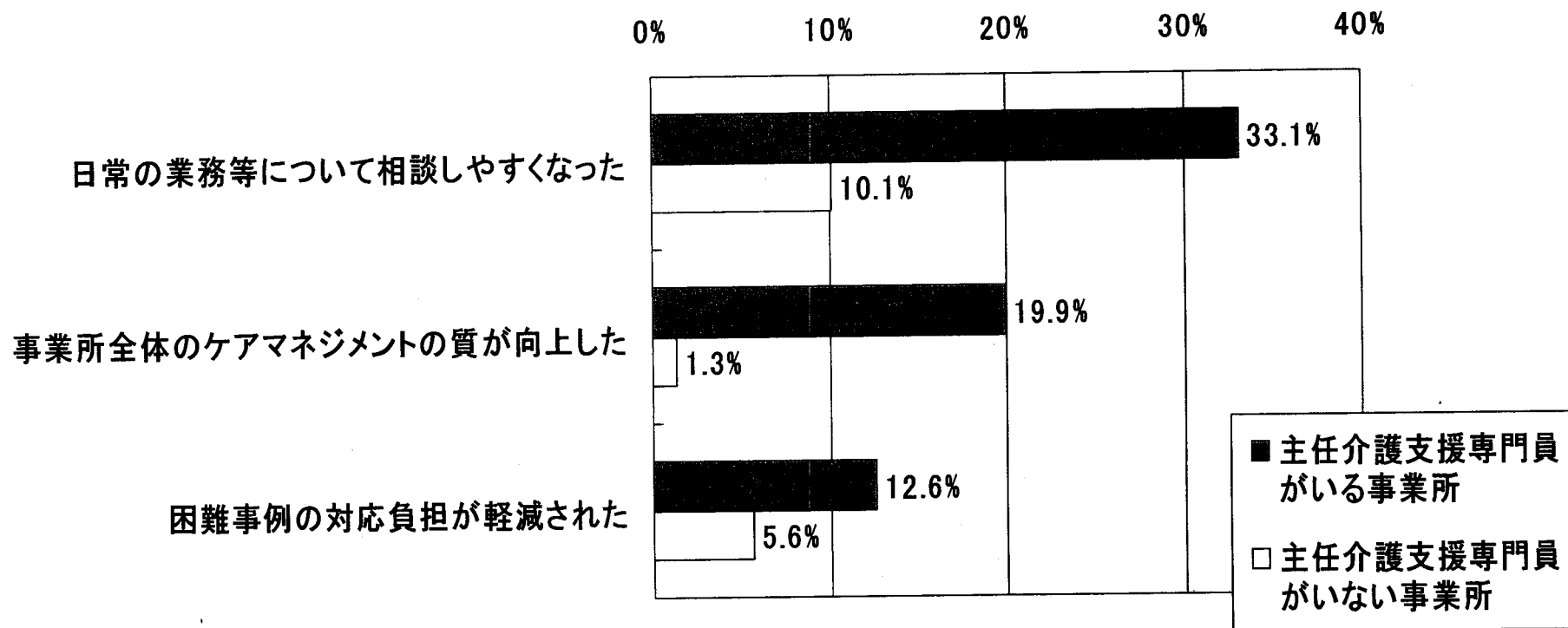


【主任介護支援専門員研修受講者数】

平成18年度～平成20年度の合計 約14,800人 ※ 厚生労働省老健局振興課調べ

【主任介護支援専門員制度導入による影響】

○ 主任介護支援専門員がいる事業所と主任介護支援専門員がいない事業所では以下のような変化が見られた。



※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成19年株式会社三菱総合研究所)

【居宅介護支援費の変遷】

平成12年4月介護報酬	平成15年4月介護報酬改定	平成18年4月介護報酬改定																																																				
<table border="1"> <tr> <td>居宅介護支援費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 要支援</td> <td>650単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 要介護1又は要介護2</td> <td>720単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 要介護3、要介護4又は要介護5</td> <td>840単位</td> </tr> </table>	居宅介護支援費		イ 要支援	650単位	ロ 要介護1又は要介護2	720単位	ハ 要介護3、要介護4又は要介護5	840単位	<table border="1"> <tr> <td>居宅介護支援費（1月につき）</td> <td>850単位</td> </tr> <tr> <td>○運営基準減算</td> <td>×70/100</td> </tr> <tr> <td>○特別地域居宅介護支援加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>○4種類以上加算</td> <td>+100単位</td> </tr> </table>	居宅介護支援費（1月につき）	850単位	○運営基準減算	×70/100	○特別地域居宅介護支援加算	+15/100	○4種類以上加算	+100単位	<table border="1"> <tr> <td>居宅介護支援費（1月につき）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）要介護1・2</td> <td>1,000単位</td> </tr> <tr> <td>40件未満 要介護3・4・5</td> <td>1,300単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）要介護1・2</td> <td>600単位</td> </tr> <tr> <td>40-60件 要介護3・4・5</td> <td>780単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）要介護1・2</td> <td>400単位</td> </tr> <tr> <td>60件以上 要介護3・4・5</td> <td>520単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 経過的要介護居宅介護支援費</td> <td>850単位</td> </tr> <tr> <td>○初回加算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 初回加算（Ⅰ）</td> <td>1月につき+250単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 初回加算（Ⅱ）退院・退所時</td> <td>1月につき+600単位</td> </tr> <tr> <td>○特定事業所加算</td> <td>1月につき+500単位</td> </tr> <tr> <td>○運営基準減算（運営基準減算の場合）</td> <td>×70/100</td> </tr> <tr> <td>（運営基準減算が2月以上継続している場合）</td> <td>×50/100</td> </tr> <tr> <td>○特別地域居宅介護支援加算</td> <td>+15/100</td> </tr> <tr> <td>○特定事業所集中減算</td> <td>1月につき-200単位</td> </tr> <tr> <td>介護予防支援費（1月につき）</td> <td>400単位</td> </tr> <tr> <td>○初回加算</td> <td>1月につき+250単位</td> </tr> </table>	居宅介護支援費（1月につき）		(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）要介護1・2	1,000単位	40件未満 要介護3・4・5	1,300単位	(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）要介護1・2	600単位	40-60件 要介護3・4・5	780単位	(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）要介護1・2	400単位	60件以上 要介護3・4・5	520単位	(4) 経過的要介護居宅介護支援費	850単位	○初回加算		(1) 初回加算（Ⅰ）	1月につき+250単位	(2) 初回加算（Ⅱ）退院・退所時	1月につき+600単位	○特定事業所加算	1月につき+500単位	○運営基準減算（運営基準減算の場合）	×70/100	（運営基準減算が2月以上継続している場合）	×50/100	○特別地域居宅介護支援加算	+15/100	○特定事業所集中減算	1月につき-200単位	介護予防支援費（1月につき）	400単位	○初回加算	1月につき+250単位
居宅介護支援費																																																						
イ 要支援	650単位																																																					
ロ 要介護1又は要介護2	720単位																																																					
ハ 要介護3、要介護4又は要介護5	840単位																																																					
居宅介護支援費（1月につき）	850単位																																																					
○運営基準減算	×70/100																																																					
○特別地域居宅介護支援加算	+15/100																																																					
○4種類以上加算	+100単位																																																					
居宅介護支援費（1月につき）																																																						
(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）要介護1・2	1,000単位																																																					
40件未満 要介護3・4・5	1,300単位																																																					
(2) 居宅介護支援費（Ⅱ）要介護1・2	600単位																																																					
40-60件 要介護3・4・5	780単位																																																					
(3) 居宅介護支援費（Ⅲ）要介護1・2	400単位																																																					
60件以上 要介護3・4・5	520単位																																																					
(4) 経過的要介護居宅介護支援費	850単位																																																					
○初回加算																																																						
(1) 初回加算（Ⅰ）	1月につき+250単位																																																					
(2) 初回加算（Ⅱ）退院・退所時	1月につき+600単位																																																					
○特定事業所加算	1月につき+500単位																																																					
○運営基準減算（運営基準減算の場合）	×70/100																																																					
（運営基準減算が2月以上継続している場合）	×50/100																																																					
○特別地域居宅介護支援加算	+15/100																																																					
○特定事業所集中減算	1月につき-200単位																																																					
介護予防支援費（1月につき）	400単位																																																					
○初回加算	1月につき+250単位																																																					

【算定要件】

○ 初回加算（Ⅰ）

(1) 新規に居宅サービス計画を策定した場合 (2) 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

○ 初回加算（Ⅱ）

初回加算の（Ⅰ）の要件を満たしている場合であって、30日を超える入院・入所期間を経た後の退院・退所に当たって、病院・施設等と居宅サービス事業者との連携を図りつつ、居宅サービス計画を策定した場合。ただし、同一の利用者について前回の算定から6月間以上を経過していること。

○ 特定事業所加算

※ 過去3か月において次の要件を満たした事業所について算定できる。

- ・主任介護支援専門員である管理者を配置していること。（当分の間、介護支援専門員とし3年以上の経験を有し、一定の研修等を修了した者をあてる。）
- ・常勤専従の介護支援専門員が3人以上配置されていること。
- ・サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的で開催していること。
- ・利用者のうち、中重度者（要介護3～5）の占める割合が60%以上であること。
- ・24時間緊急呼び出しに対応できる体制が確保されていること。
- ・定期的に研修を実施し、又は外部の研修を受講させていること。
- ・地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースを受託し、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ・減算要件に該当していないこと。
- ・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が35件を超えておらず、かつ介護予防支援業務の委託を受けていないこと。

【平成18年介護報酬改定】

- 介護給付の居宅介護支援については、適切なケアマネジメントを行うために、業務に要する手間・コストの適正な反映、プロセスに応じた評価、公正中立、サービスの質の向上の観点から見直しを行った。また、予防給付の介護予防支援については、利用者の実態や給付管理業務の簡素化等を踏まえた報酬設定等を行った。

(主な見直し概要)

① 中重度者を評価した「要介護度別(2段階)報酬」の設定

(例) 居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が40件未満>

- 要介護1・2 1,000単位/月 要介護3・4・5 1,300単位/月

② ケアマネジャー1人当たり標準担当件数の引下げ(「50件」→「35件」と多数担当ケースに係る逓減制の導入

(参考)

○ 居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が40件未満>

- ・ 要介護1・2 1,000単位/月 要介護3・4・5 1,300単位/月

○ 居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が40件以上60件未満>

- ・ 要介護1・2 600単位/月 要介護3・4・5 780単位/月

○ 居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>

- ・ 要介護1・2 400単位/月 要介護3・4・5 520単位/月

③ 初回時や退院・退所時、中重度者への対応等の評価と不適切な事業運営に係る減算

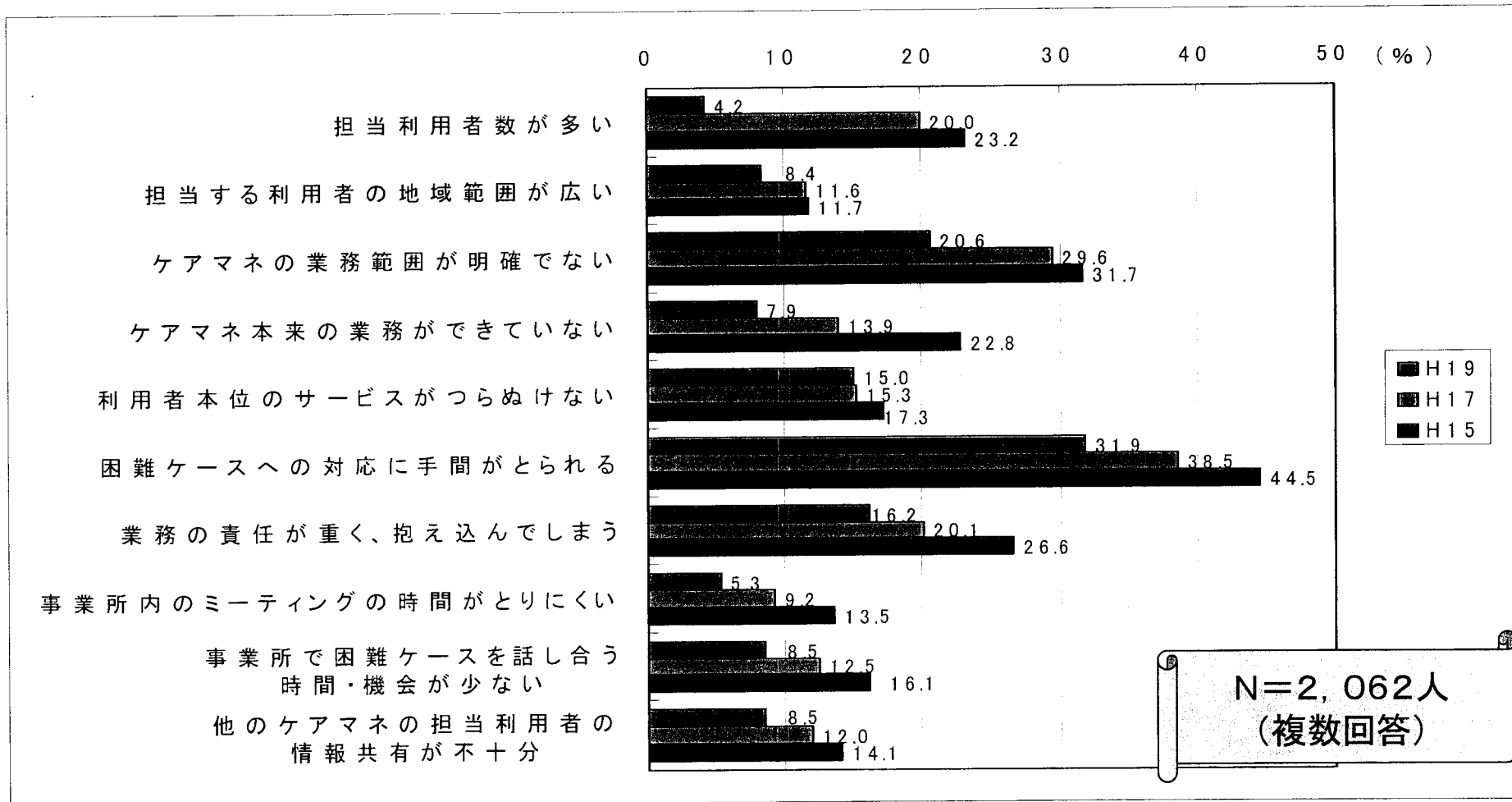
- 初回加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の創設、特定事業所加算の創設、特定事業所集中減算の創設、運営基準の見直し

④ 要支援者に対するケアマネジメントの実施機関(「地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)」)の設置と新たな報酬の設定

- 介護予防支援費 400単位/月 ○ 初回加算 250単位/月

【介護支援専門員の業務遂行に関する上で改善されたもの】

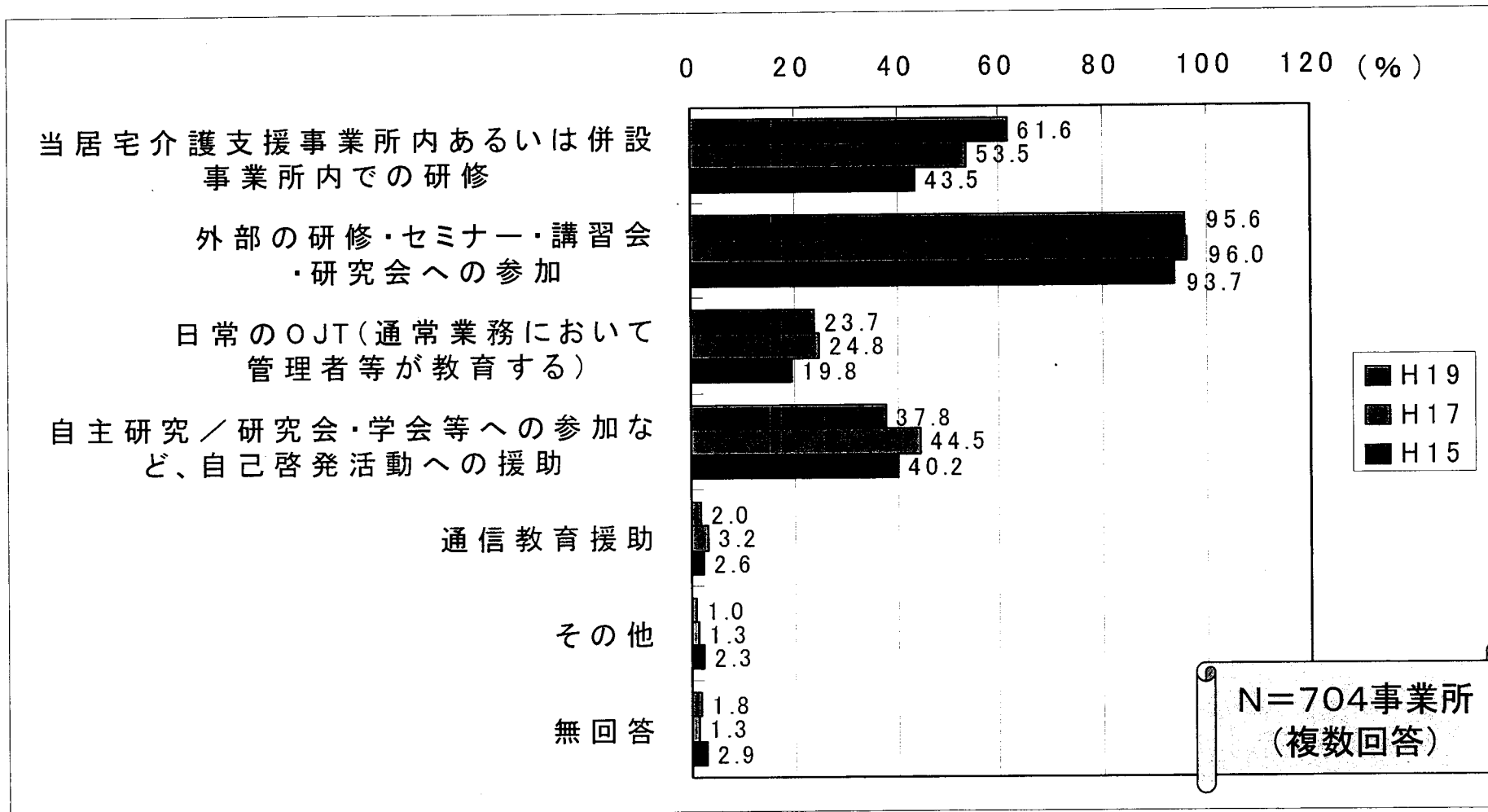
- ・「担当利用者数が多い」、「ケアマネジャー本来の業務ができていない」、「困難ケースへの対応に手間が取られる」などが減少している。



※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成19年株式会社三菱総合研究所)

【居宅介護支援事業所における実施している教育・研修制度】

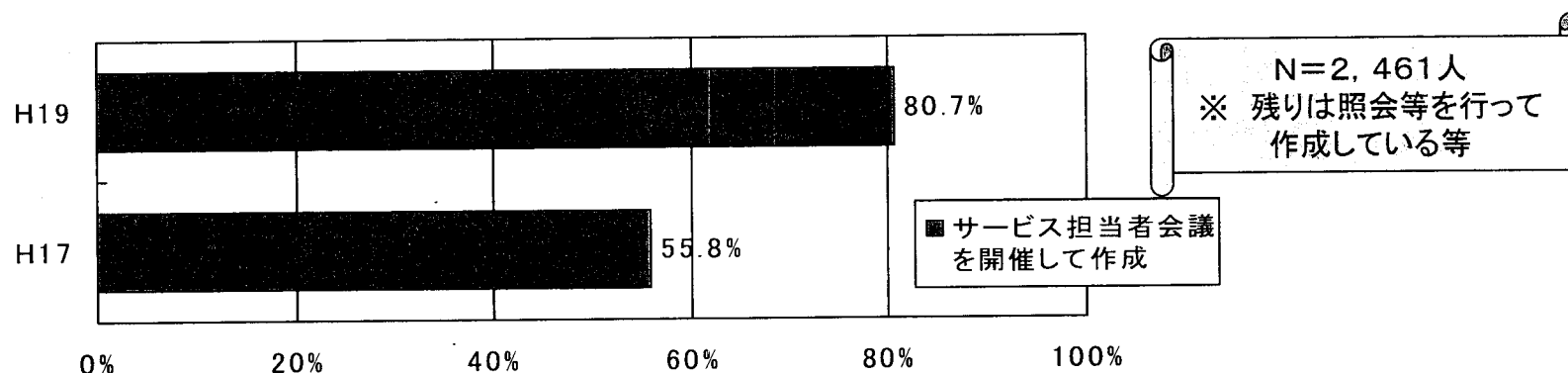
- ・「外部の研修・セミナー・講習会・研究会への参加」がほぼすべての事業所で実施されている。



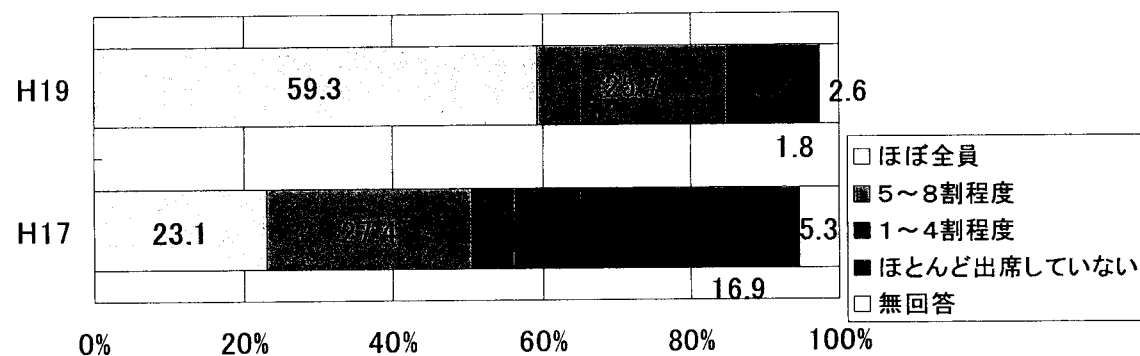
※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成19年株式会社三菱総合研究所)

ケアマネジメントプロセスの充実(1)

- ・初回ケアプラン作成時にサービス担当者会議を開催して作成している利用者の割合が増加



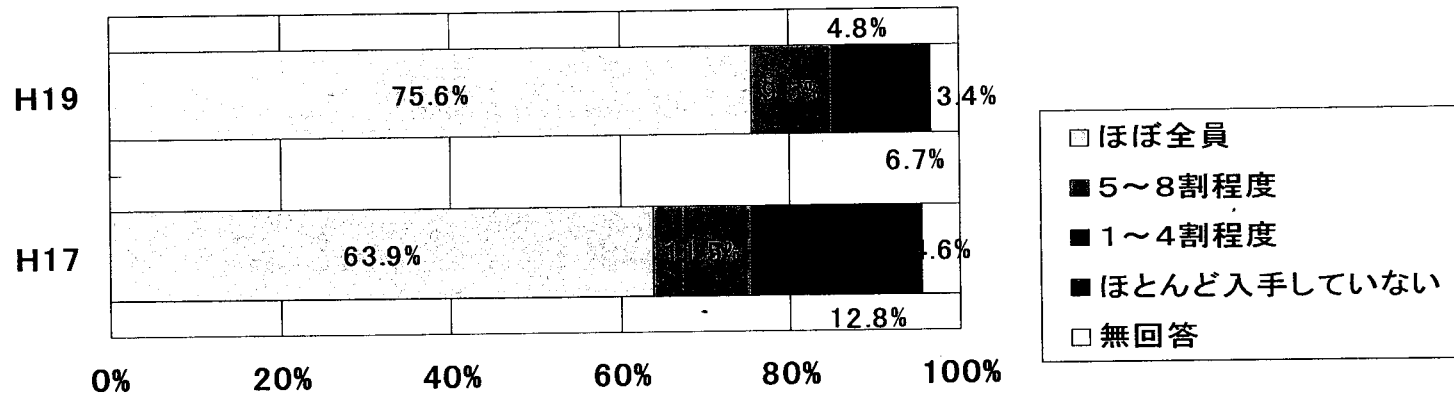
- ・サービス担当者会議に本人・家族が「ほぼ全員」出席する割合が増加



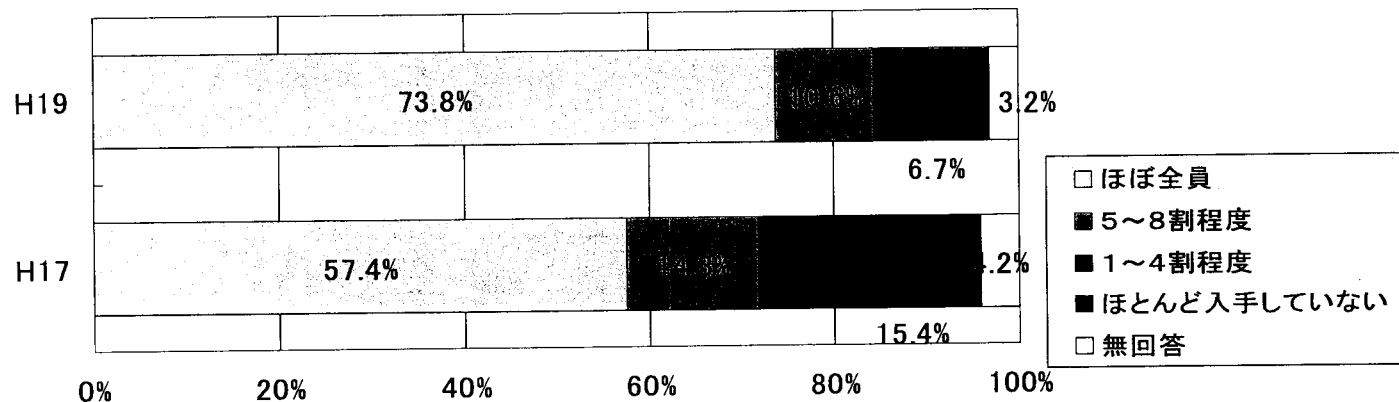
※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成17、19年株式会社三菱総合研究所)

ケアマネジメントプロセスの充実(2)

一 要介護認定調査結果を入手している割合



一 主治医意見書を入手している割合



※出典:「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」(平成17、19年株式会社三菱総合研究所)